

預金商品説明書（変動金利定期預金）

2023 年 1 月 4 日現在

1. 商品名	・ 変動金利定期預金
2. 販売対象	・ 単利型・・・個人および法人の方。 ・ 複利型・・・個人のみ。
3. 期間	・ 単利型。 定型方式 … 1 年、2 年、3 年。 預入時の申し出により自動継続（元加式、利払式）の取扱ができます。 ・ 複利型 … 3 年 預入時の申し出により自動継続（元加式、利払式）の取扱ができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入。 ・ 1 0 0 円以上 ・ 1 円単位。
5. 払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利	・ 変動金利 ・ お預け入れ日から満期日までに到来する 6 ヶ月ごとの応答日に利率を変更いたします。 ・ 適用する利率は、お預け入れ日および 6 ヶ月ごとの応答日のお預け入れ金額に応じた期間 6 ヶ月の定期預金の店頭表示利率に、一定の利率（ α %）を上乗せした金利となります。（上乗せする一定の利率（ α %）はお預け入れ日に決定し、お預け入れ期間中は一定で変わりません。） ○お預け入れ金額 3 0 0 万円未満。 お預け入れ日および 6 ヶ月ごとの応答日の 6 ヶ月ものスーパー定期 3 0 0 万円未満の店頭表示利率＋上乗せ利率（ α %）。 ○お預け入れ金額 3 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満。 お預け入れ日および 6 ヶ月ごとの応答日の 6 ヶ月ものスーパー定期 3 0 0 万円以上の店頭表示利率＋上乗せ利率（ α %）。 ○お預け入れ金額 1, 0 0 0 万円以上。 お預け入れ日および 6 ヶ月ごとの応答日の 6 ヶ月もの自由金利型定期預金の店頭表示利率＋上乗せ利率（ α %）。
(2) 利払方法	・ 単利型・・・お預けいただいた日から 6 ヶ月ごとの応答日に約定利率に 70% を乗じた利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により中間利払をいたします。 ・ 複利型・・・満期日以降に一括してお支払いいたします。
(3) 計算方法	・ 単利型・・・付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算。 ・ 複利型・・・付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算で 6 ヶ月毎の複利計算。

預金商品説明書（変動金利定期預金）

7. 税金	・個人の利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別 所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金が かかります。 ・法人は総合課税となります。																		
8. 手数料	—																		
9. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・個人の場合、法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱ができます。																		
10. 期限前解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率により計算した利息ととも に払い戻しいたします（中間払利息が支払われている場合には、その支払額と の差額を精算します。） <table><tr><td>A</td><td>預入期間が6か月未満</td><td>解約日における普通預金の利率</td></tr><tr><td>B</td><td>預入期間が6か月以上1年未満</td><td>約定利率 × 40%</td></tr><tr><td>C</td><td>預入期間が1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率 × 50%</td></tr><tr><td>D</td><td>預入期間が1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率 × 60%</td></tr><tr><td>E</td><td>預入期間が2年以上2年6か月未満</td><td>約定利率 × 70%</td></tr><tr><td>F</td><td>預入期間が2年6か月以上3年未満</td><td>約定利率 × 90%</td></tr></table> ただし、BからFの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その 普通預金の利率によって計算します。	A	預入期間が6か月未満	解約日における普通預金の利率	B	預入期間が6か月以上1年未満	約定利率 × 40%	C	預入期間が1年以上1年6か月未満	約定利率 × 50%	D	預入期間が1年6か月以上2年未満	約定利率 × 60%	E	預入期間が2年以上2年6か月未満	約定利率 × 70%	F	預入期間が2年6か月以上3年未満	約定利率 × 90%
A	預入期間が6か月未満	解約日における普通預金の利率																	
B	預入期間が6か月以上1年未満	約定利率 × 40%																	
C	預入期間が1年以上1年6か月未満	約定利率 × 50%																	
D	預入期間が1年6か月以上2年未満	約定利率 × 60%																	
E	預入期間が2年以上2年6か月未満	約定利率 × 70%																	
F	預入期間が2年6か月以上3年未満	約定利率 × 90%																	
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。																		
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9時～17時、 電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所 （9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、 電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置・運営する仲裁センター等、な らびに、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置・運営する紛争解決センタ ーで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫 営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011 -221-3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825） へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけま す。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の 弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調																		

預金商品説明書（変動金利定期預金）

	停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
14. 重要事項	・預金保険制度の対象となる預金です。 預金保険によって、預金者一人あたり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） 元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じ払い戻されることになります。したがって、金額が一部カットされることがあります。 くわしくは窓口におたずねください。